

自転車の「ながら運転」、酒気帯び運転が厳罰になります！

※令和6年11月1日から施行されます（道交法の一部改正が5月24日に公布されたため）。

自転車の「ながら運転」

- スマホなどを手に持って通話する。
  - スマホなどを手に持って画面を見続ける。
- ➡ 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金



- 「ながら運転」をして交通の危険（交通事故など）を生じさせた場合
- ➡ 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自転車の酒気帯び運転

- 従来は「酒酔い運転」に限り罰則が適用されていましたが、法改正により、「酒気帯び運転」にも罰則が適用されます。
- ➡ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



※「酒酔い運転」については、従来どおり「5年以下の懲役又は100万円以下の罰金」です。